

○雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）（抄） 新旧対照条文

◎勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）（平成十九年四月施行）
（附則第八十七条関係）
（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次 第一章（略） 第二章 勤労者の貯蓄に関する措置 第一節 勤労者財産形成貯蓄契約等（第六条―第七条の三） 第二節 勤労者財産形成基金 第一款 第八款（略） 第三節 財産形成についての国の支援（第八条） 第三章 第五章（略） 附則 （勤労者財産形成政策基本方針） 第四条 厚生労働大臣、内閣総理大臣及び国土交通大臣（内閣総理大臣にあつては勤労者（国家公務員及び地方公務員を除く。以下この条、第六条の二、第六条の三、第七条の二、次章第二節、第十四条、第十六条及び第十七条において同じ。）の貯蓄に係る部分に、国土交通大臣にあつては勤労者の持家の取得又は改良に係る部分に限るものとする。）は、勤労者の財産形成に関する施策の基本となるべき方針（以下「勤労者財産形成政策基本方針」という。）を定めるものとする。	目次 第一章（略） 第二章 勤労者の貯蓄に関する措置 第一節 勤労者財産形成貯蓄契約等（第六条―第七条の三） 第二節 勤労者財産形成基金 第一款 第八款（略） 第三節 財産形成についての国の助成等（第八条・第八条の二） 第三章 第五章（略） 附則 （勤労者財産形成政策基本方針） 第四条 厚生労働大臣、内閣総理大臣及び国土交通大臣（内閣総理大臣にあつては勤労者（国家公務員及び地方公務員を除く。以下この条、第六条の二、第六条の三、第七条の二、次章第二節、第八条の二、第十四条の二、第十六条及び第十七条において同じ。）の貯蓄に係る部分に、国土交通大臣にあつては勤労者の持家の取得又は改良に係る部分に限るものとする。）は、勤労者の財産形成に関する施策の基本となるべき方針（以下「勤労者財産形成政策基本方針」という。）を定

2ゝ5 (略)

(勤労者財産形成貯蓄契約等)

第六条 (略)

2ゝ5 (略)

6 既に勤労者財産形成貯蓄契約(第一項第一号から第二号の二までに掲げる契約に係るものに限る。以下この条において同じ。)を締結している勤労者が、当該勤労者に代わつて当該契約(以下この項において「従前の契約」という。)に基づく預入等(従前の契約が預託による証券購入契約である場合にあつては、金銭の預託とする。第二号において同じ。)に係る金銭の払込み(従前の契約が生命保険契約等又は損害保険契約である場合には、当該従前の契約に基づく保険料又は共済掛金の払込みを含む。)を行つている事業主との雇用関係の終了(以下この項及び第九項において「退職」という。)の後に他の事業主(以下この項及び第九項において「新事業主」という。)に雇用されることとなつた場合において新事業主との間で新事業主が従前の契約の相手方である金融機関等、生命保険会社等又は損害保険会社(以下この項、第八項及び第九項において「財形貯蓄取扱機関」という。)に当該勤労者に代わつて当該金銭の払込みを行う旨の契約を締結することができないときその他の政令で定める場合に該当することとなつた場合において、当該退職その他の政令で定める事由に該当することとなつた日から政令で定める期間内に、当該勤労者が新たに締結する金融機関等を相手方とする預貯金等の預入等に関する契約、生命保険会社等を相手方とする生命保険契約等又は損害保険会社を相手方とする損害保険契約(以下この項において「新契約」という。)に基づく

めるものとする。

2ゝ5 (略)

(勤労者財産形成貯蓄契約等)

第六条 (略)

2ゝ5 (略)

6 既に勤労者財産形成貯蓄契約(第一項第一号から第二号の二までに掲げる契約に係るものに限る。以下この条及び第八条の二三号において同じ。)を締結している勤労者が、当該勤労者に代わつて当該契約(以下この項において「従前の契約」という。)に基づく預入等(従前の契約が預託による証券購入契約である場合にあつては、金銭の預託とする。第二号において同じ。)に係る金銭の払込み(従前の契約が生命保険契約等又は損害保険契約である場合には、当該従前の契約に基づく保険料又は共済掛金の払込みを含む。)を行つている事業主との雇用関係の終了(以下この項及び第九項において「退職」という。)の後に他の事業主(以下この項及び第九項において「新事業主」という。)に雇用されることとなつた場合において新事業主との間で新事業主が従前の契約の相手方である金融機関等、生命保険会社等又は損害保険会社(以下この項、第八項及び第九項において「財形貯蓄取扱機関」という。)に当該勤労者に代わつて当該金銭の払込みを行う旨の契約を締結することができないときその他の政令で定める場合に該当することとなつた場合において、当該退職その他の政令で定める事由に該当することとなつた日から政令で定める期間内に、当該勤労者が新たに締結する金融機関等を相手方とする預貯金等の預入等に関する契約、生命保険会社等を相手方とする生命保険契約等又は損害保険会社を相手方とする損害保険契約(以下この項において「新契

き次に掲げる事項を定めたときは、当該新契約は、当該新契約の相手方である財形貯蓄取扱機関を相手方とする第一号の払込みを行う日の前日までの間における従前の契約に定める預貯金等の預入等、生命保険若しくは生命共済又は損害保険に關しても約定した契約とみなし、当該みなされた契約は、勤労者財産形成貯蓄契約に該当するものとみなす。

一〇三 (略)

7 (略)

8 三年以上の政令で定める期間以上の期間を通じてその締結している勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預入等（勤労者財産形成貯蓄契約に該当する生命保険契約等又は損害保険契約に基づく保険料又は共済掛金の払込みを含む。第七条及び第十七条第二項第二号において同じ。

）に係る預貯金等（勤労者財産形成貯蓄契約に該当する生命保険契約等又は損害保険契約に基づく保険料又は共済掛金の払込みに係る金額を含む。）を有している勤労者に係る当該勤労者財産形成貯蓄契約（この項の規定により勤労者財産形成貯蓄契約とみなされた契約のうち政令で定めるものを除く。以下この項において「預替え前の契約」という。）が、第六項の政令で定める場合を除き、当該勤労者により解約される場合において、当該勤労者が新たに締結する預替え前の契約の相手方である財形貯蓄取扱機関と異なる金融機関等を相手方とする預貯金等の預入等に関する契約、生命保険会社等を相手方とする生命保険契約等又は損害保険会社を相手方とする損害保険契約（以下この項において「預替え後の契約」という。）に基づき第六項各号に掲げる事項を定めたときは、当該預替え後の契約は、当該預替え後の契約の相手方である財形貯蓄取扱機関を相手方とする同項第一号の払込みを行う日の前日までの間における預替え前の契約に定める預貯金等の

約」という。）に基づき次に掲げる事項を定めたときは、当該新契約は、当該新契約の相手方である財形貯蓄取扱機関を相手方とする第一号の払込みを行う日の前日までの間における従前の契約に定める預貯金等の預入等、生命保険若しくは生命共済又は損害保険に關しても約定した契約とみなし、当該みなされた契約は、勤労者財産形成貯蓄契約に該当するものとみなす。

一〇三 (略)

7 (略)

8 三年以上の政令で定める期間以上の期間を通じてその締結している勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預入等（勤労者財産形成貯蓄契約に該当する生命保険契約等又は損害保険契約に基づく保険料又は共済掛金の払込みを含む。第七条、第八条の二第三号及び第十七条第二項第二号において同じ。）に係る預貯金等（勤労者財産形成貯蓄契約に該当する生命保険契約等又は損害保険契約に基づく保険料又は共済掛金の払込みに係る金額を含む。第八条の二第三号において同じ。）を有している勤労者に係る当該勤労者財産形成貯蓄契約（この項の規定により勤労者財産形成貯蓄契約とみなされた契約のうち政令で定めるものを除く。以下この項において「預替え前の契約」という。）が、第六項の政令で定める場合を除き、当該勤労者により解約される場合において、当該勤労者が新たに締結する預替え前の契約の相手方である財形貯蓄取扱機関と異なる金融機関等を相手方とする預貯金等の預入等に関する契約、生命保険会社等を相手方とする生命保険契約等又は損害保険会社を相手方とする損害保険契約（以下この項において「預替え後の契約」という。）に基づき第六項各号に掲げる事項を定めたときは、当該預替え後の契約は、当該預替え後の契約の相手方である財形貯蓄取扱機関を相手方とする同項第一号の払込みを行う日の前日

預入等、生命保険若しくは生命共済又は損害保険に關しても約定した契約とみなし、当該みなされた契約は、勤労者財産形成貯蓄契約に該当するものとみなす。この場合における同項各号の規定の適用については、同項第一号及び第二号中「従前の契約」とあるのは「預替え前の契約」と、「新契約」とあるのは「預替え後の契約」とする。

9 既に勤労者財産形成貯蓄契約を締結している勤労者が、退職の後に新事業主に雇用されることとなつた場合において新事業主との間で新事業主が財形貯蓄取扱機関に当該勤労者に代わつて勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預入等（当該契約が預託による証券購入契約である場合にあつては、金銭の預託とする。）に係る金銭の払込み（当該契約が生命保険契約等又は損害保険契約である場合には、当該契約に基づく保険料又は共済掛金の払込みを含む。）を行う旨の契約を締結することができないときその他の政令で定める場合に該当することとなつた場合において、新事業主その他の政令で定める事業主（以下この項において「新事業主等」という。）を構成員とする第十四条第一項に規定する事務代行団体との間で、当該退職その他の政令で定める事由に該当することとなつた日から政令で定める期間内に当該勤労者が締結する当該事務代行団体が当該勤労者の既に締結している勤労者財産形成貯蓄契約その他の政令で定める勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預入等（当該契約が預託による証券購入契約である場合にあつては、金銭の預託とする。）に係る金銭の払込み（当該契約が生命保険契約等又は損害保険契約である場合には、当該契約に基づく保険料又は共済掛金の払込みを含む。）を当該契約の相手方である財形貯蓄取扱機関に当該勤労者に代わつて行う旨の契約（以下「払込代行契約」という。）に基づき、政令で定めるところにより、当該事務代行団体が当

までの間における預替え前の契約に定める預貯金等の預入等、生命保険若しくは生命共済又は損害保険に關しても約定した契約とみなし、当該みなされた契約は、勤労者財産形成貯蓄契約に該当するものとみなす。この場合における同項各号の規定の適用については、同項第一号及び第二号中「従前の契約」とあるのは「預替え前の契約」と、「新契約」とあるのは「預替え後の契約」とする。

9 既に勤労者財産形成貯蓄契約を締結している勤労者が、退職の後に新事業主に雇用されることとなつた場合において新事業主との間で新事業主が財形貯蓄取扱機関に当該勤労者に代わつて勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預入等（当該契約が預託による証券購入契約である場合にあつては、金銭の預託とする。）に係る金銭の払込み（当該契約が生命保険契約等又は損害保険契約である場合には、当該契約に基づく保険料又は共済掛金の払込みを含む。）を行う旨の契約を締結することができないときその他の政令で定める場合に該当することとなつた場合において、新事業主その他の政令で定める事業主（以下この項において「新事業主等」という。）を構成員とする第十四条の二第一項に規定する事務代行団体との間で、当該退職その他の政令で定める事由に該当することとなつた日から政令で定める期間内に当該勤労者が締結する当該事務代行団体が当該勤労者の既に締結している勤労者財産形成貯蓄契約その他の政令で定める勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預入等（当該契約が預託による証券購入契約である場合にあつては、金銭の預託とする。）に係る金銭の払込み（当該契約が生命保険契約等又は損害保険契約である場合には、当該契約に基づく保険料又は共済掛金の払込みを含む。）を当該契約の相手方である財形貯蓄取扱機関に当該勤労者に代わつて行う旨の契約（以下「払込代行契約」という。）に基づき、政令で定めるところにより、当該事務代行団体

該金銭の払込みを行つてゐるときは、第一項第一号ハ、第二号ト及び第二号の二トの規定の適用については、当該事務代行団体が行う当該金銭の払込みをこれらの規定により行われる当該金銭の払込みとみなす。ただし、当該事務代行団体が行う当該金銭の払込みであつて次に掲げるものについては、この限りでない。

一〜三 (略)

(勤労者財産形成貯蓄契約等についての事業主の協力等)

第七条 事業主にあつてはその雇用する勤労者が勤労者財産形成貯蓄契約等を締結しようとする場合及び勤労者財産形成貯蓄契約等に基づく預入等（払込代行契約により行われるものを除く。）をする場合には当該勤労者に、第十四条第一項に規定する事務代行団体にあつてはその構成員である事業主の雇用する勤労者が払込代行契約を締結して勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預入等をする場合には当該勤労者に対し、必要な協力をするとともに、当該勤労者財産形成貯蓄契約等の要件が遵守されるよう指導等に努めなければならない。

第三節 財産形成についての国の支援

第八条 勤労者が勤労者財産形成年金貯蓄契約若しくは勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づき預入等若しくは保険料等の払込みをした場合又は勤労者が一時金として財産形成給付金若しくは財産形成基金給付金の支払を受けた場合には、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十号）及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）で定めるところにより、その者に対する所得税及び道府県民税（都民税を含む）

が当該金銭の払込みを行つてゐるときは、第一項第一号ハ、第二号ト及び第二号の二トの規定の適用については、当該事務代行団体が行う当該金銭の払込みをこれらの規定により行われる当該金銭の払込みとみなす。ただし、当該事務代行団体が行う当該金銭の払込みであつて次に掲げるものについては、この限りでない。

一〜三 (略)

(勤労者財産形成貯蓄契約等についての事業主の協力等)

第七条 事業主にあつてはその雇用する勤労者が勤労者財産形成貯蓄契約等を締結しようとする場合及び勤労者財産形成貯蓄契約等に基づく預入等（払込代行契約により行われるものを除く。）をする場合には当該勤労者に、第十四条の二第一項に規定する事務代行団体にあつてはその構成員である事業主の雇用する勤労者が払込代行契約を締結して勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預入等をする場合には当該勤労者に対し、必要な協力をするとともに、当該勤労者財産形成貯蓄契約等の要件が遵守されるよう指導等に努めなければならない。

第三節 財産形成についての国の助成等

(課税の特例)

第八条 勤労者が勤労者財産形成年金貯蓄契約若しくは勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づき預入等若しくは保険料等の払込みをした場合又は勤労者が一時金として財産形成給付金若しくは財産形成基金給付金の支払を受けた場合若しくは勤労者が次条第三号の財産形成貯蓄活用給付金の支払を受けた場合には、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二百二十六号）及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）で定

）の課税について特別の措置を講ずる。

（削除）

（機構の行う勤労者財産形成持家融資）

めるところにより、その者に対する所得税及び道府県民税（都民税を含む。）の課税について特別の措置を講ずる。

（勤労者財産形成助成金等）

第八条の二 厚生労働大臣は、この法律の目的を達成するため、独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「機構」という。）に次の業務を行わせるものとする。

一 勤労者財産形成給付金契約に基づく拠出をする中小企業の事業主（その常時雇用する勤労者の数が政令で定める数以下である事業主をいう。以下この号において同じ。）又は勤労者財産形成基金契約に基づき基金が行う第七条の十九第二号に規定する払込みに充てるために必要な金銭の拠出をする中小企業の事業主に対し、政令で定めるところにより、助成金を支給すること。

二 基金に対し、政令で定めるところにより、奨励金を支給すること。

三 その雇用する勤労者に対して、財産形成貯蓄活用給付金（その雇用する勤労者が、その有する勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預入等に係る預貯金等の払出し、譲渡若しくは償還をし又は支払を受け、当該払出し、譲渡若しくは償還をし又は支払を受けた金銭をその子の養育、自己又はその親族の教育又は介護その他の厚生労働省令で定める事由のために必要な資金に充てた場合に、厚生労働省令で定めるところにより、事業主が当該勤労者に対して支払う給付金をいう。）を支払う事業主に対し、政令で定めるところにより、助成金を支給すること。

（機構の行う勤労者財産形成持家融資）

第九条 厚生労働大臣は、この法律の目的を達成するため、独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「機構」という。）に、事業主、事業主

で組織された法人で政令で定めるもの（以下この条、次条及び第十条の三において「事業主団体」という。）又は勤労者（国家公務員及び地方公務員（以下「公務員」という。）を除く。以下第十条の二までにおいて同じ。）の持家としての住宅の建設若しくは購入のための資金の貸付けの業務を行う福利厚生会社で、事業主にあつてはその雇用する勤労者（継続して一年以上にわたつて勤労者財産形成貯蓄契約等に基づく預入等をしたことその他の政令で定める要件を満たす者に限る。以下この項において同じ。）に、事業主団体にあつてはその構成員である事業主の雇用する勤労者に、福利厚生会社にあつては当該福利厚生会社に出資する事業主又は当該福利厚生会社に出資する事業主団体の構成員である事業主（政令で定めるものに限る。）の雇用する勤労者にその持家としての住宅の建設若しくは購入のための資金（当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得のための資金を含む。）又はその持家である住宅の改良のための資金（以下「住宅資金」と総称する。）の貸付けを行うものに対し、各勤労者についてその者の有する勤労者財産形成貯蓄の額の十倍に相当する額（その額が政令で定める額を超える場合には、当該政令で定める額。次条第一項及び第二項並びに第十五条第三項において「貸付限度額」という。）の範囲内で、当該貸付けのための資金の貸付けを行う業務を行わせるものとする。

第九条 厚生労働大臣は、この法律の目的を達成するため、機構に次の業務を行わせるものとする。

一 事業主、事業主で組織された法人で政令で定めるもの（以下この条、次条及び第十条の三において「事業主団体」という。）又は勤労者（国家公務員及び地方公務員（以下「公務員」という。）を除く。次号を除き、以下第十条の二までにおいて同じ。）の持家としての住宅を建設し、かつ、分譲する業務を行う福利厚生会社に対し、事業主にあつてはその雇用する勤労者（勤労者財産形成貯蓄契約等を締結している者又は当該契約を締結していた者で、政令で定めるものに限る。以下この号において同じ。）に、事業主団体にあつてはその構成員である事業主の雇用する勤労者に、福利厚生会社にあつては当該福利厚生会社に出資する事業主又は当該福利厚生会社に出資する事業主団体の構成員である事業主（政令で定めるものに限る。第三号において同じ。）の雇用する勤労者にその持家として分譲する住宅の建設又は購入のための資金（当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得のための資金を含む。）の貸付けを行うこと。

二 日本勤労者住宅協会に対し、勤労者（勤労者財産形成貯蓄契約等を締結している者又は当該契約を締結していた者で、政令で定めるものに限る。）の持家として分譲する住宅の建設のための資金（当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得のための資金を含む。）の貸付けを行うこと。

三 事業主、事業主団体又は勤労者の持家としての住宅の建設若しくは購入のための資金の貸付けの業務を行う福利厚生会社で、事業主にあつてはその雇用する勤労者（継続して一年以上にわたつて勤労者財産形成貯蓄契約等に基づく預入等をしたことその他の政令で定

2 機構の行う前項の貸付けは、次の要件に該当する場合でなければ行わないものとする。

一 (略)

二 貸付けを受けようとする者（福利厚生会社を除くものとし、その者が事業主団体である場合には、当該事業主団体又は当該貸付けに係る資金により当該事業主団体が行う貸付けを受けようとする勤労者を雇用する事業主とする。）が、当該貸付けに係る資金により行う資金の貸付け（持家である住宅の改良のための資金の貸付けを除く。）に当たつて、当該資金の貸付けを受ける勤労者の負担を軽減するために必要な措置として政令で定める措置を講ずること。

める要件を満たす者に限る。以下この号において同じ。）に、事業主団体にあつてはその構成員である事業主の雇用する勤労者に、福利厚生会社にあつては当該福利厚生会社に出資する事業主又は当該福利厚生会社に出資する事業主団体の構成員である事業主の雇用する勤労者にその持家としての住宅の建設若しくは購入のための資金（当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得のための資金を含む。）又はその持家である住宅の改良のための資金（以下「住宅資金」と総称する。）の貸付けを行うものに対し、各勤労者についてその者の有する勤労者財産形成貯蓄の額の十倍に相当する額（その額が政令で定める額を超える場合には、当該政令で定める額。次条第一項及び第二項並びに第十五条第三項において「貸付限度額」という。）の範囲内で、当該貸付けのための資金の貸付けを行うこと。

2 機構の行う前項第一号及び第三号の貸付けは、次の要件に該当する場合でなければ行わないものとする。

一 (略)

二 貸付けを受けようとする者（福利厚生会社を除くものとし、その者が事業主団体である場合には、当該事業主団体又は当該貸付けに係る資金により建設し、若しくは購入する住宅の分譲を受けようとする勤労者若しくは当該貸付けに係る資金により当該事業主団体が行う貸付けを受けようとする勤労者を雇用する事業主とする。）が、当該貸付けに係る資金により建設し、若しくは購入する住宅の分譲又は当該貸付けに係る資金により行う資金の貸付け（持家である住宅の改良のための資金の貸付けを除く。）に当たつて、当該住宅の分譲又は当該資金の貸付けを受ける勤労者の負担を軽減するために必要な措置として政令で定める措置を講ずること。

3 前二項及び第十六条第五項の福利厚生会社とは、事業主又は事業主団体が、専ら、その雇用する勤労者又はその構成員である事業主の雇用する勤労者の福祉を増進するため、その持家としての住宅の建設又は購入のための資金の貸付けをさせる目的で出資する法人であつて、厚生労働省令で定めるものをいう。

4 (略)

(独立行政法人住宅金融支援機構等の行う勤労者財産形成持家融資)

第十条 独立行政法人住宅金融支援機構は、独立行政法人住宅金融支援機構法(平成十七年法律第八十二号)第十三条第一項に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、前条第一項の政令で定める要件を満たす勤労者で、事業主若しくは事業主団体から機構の行う同項の貸付けに係る住宅資金の貸付けを受けることができないもの又は同項の政令で定める要件を満たす公務員で、第十五条第二項に規定する共済組合等から住宅資金の貸付けを受けることができないものに対し、政令で定めるところにより、当該勤労者又は当該公務員に係る貸付限度額の範囲内で、住宅資金の貸付けの業務を行う。

2 沖縄振興開発金融公庫は、この法律の目的を達成するため、沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第三号に掲げる業務の一部として、前条第一項の政令で定める要件を満たす勤労者で、事業主若しくは事業主団体から機構の行う同項の貸付けに係る住宅資金の貸付けを受けることができないもの又は同項の政令で定める要件を満たす公務員で、第十五条第二項に規定する共済組合等から住宅資金の貸付けを受けることができないものに対し、政令で定めるところにより、当該勤労

3 前二項、第十条の三第一項第二号及び第十六条第五項の福利厚生会社とは、事業主又は事業主団体が、専ら、その雇用する勤労者又はその構成員である事業主の雇用する勤労者の福祉を増進するため、その持家としての住宅を建設させ、かつ、分譲させる目的、その持家としての住宅の建設若しくは購入のための資金の貸付けをさせる目的又は第十条の三第一項第二号に規定する住宅を貸し付けさせる目的で出資する法人であつて、厚生労働省令で定めるものをいう。

4 (略)

(独立行政法人住宅金融支援機構等の行う勤労者財産形成持家融資)

第十条 独立行政法人住宅金融支援機構は、独立行政法人住宅金融支援機構法(平成十七年法律第八十二号)第十三条第一項に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、前条第一項第三号の政令で定める要件を満たす勤労者で、事業主若しくは事業主団体から機構の行う同項の貸付けに係る住宅資金の貸付けを受けることができないもの又は同項の政令で定める要件を満たす公務員で、第十五条第二項に規定する共済組合等から住宅資金の貸付けを受けることができないものに対し、政令で定めるところにより、当該勤労者又は当該公務員に係る貸付限度額の範囲内で、住宅資金の貸付けの業務を行う。

2 沖縄振興開発金融公庫は、この法律の目的を達成するため、沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第三号に掲げる業務の一部として、前条第一項第三号の政令で定める要件を満たす勤労者で、事業主若しくは事業主団体から機構の行う同項の貸付けに係る住宅資金の貸付けを受けることができないもの又は同項の政令で定める要件を満たす公務員で、第十五条第二項に規定する共済組合等から住宅資金の貸付けを受けることができないものに対し、政令で定めるところにより、当

者又は当該公務員に係る貸付限度額の範囲内で、かつ、当該業務に係る通常の貸付けの条件と異なる条件により、住宅資金の貸付けを行うものとする。ただし、当該勤労者又は当該公務員に対し、政令で定めるところにより、当該貸付けに併せて、当該業務に係る通常の貸付けの条件により、当該資金の貸付けを行うことを妨げない。

3 独立行政法人住宅金融支援機構又は沖縄振興開発金融公庫の行う第一項又は前項本文の住宅資金の貸付け（持家である住宅の改良のための資金の貸付けを除く。）は、当該貸付けを受ける者に対し、事業主又は事業主団体が前条第二項第二号の措置に準ずる措置を講ずる場合に限り行うものとする。

4 （略）

（機構の行う教育融資）

第十条の三 厚生労働大臣は、この法律の目的を達成するため、機構に、次の各号に掲げる者に対し、政令で定めるところにより、当該各号に定める資金の貸付けを行う業務を行わせるものとする。

一 勤労者（勤労者財産形成貯蓄を有している者に限る。） 自己又はその親族が教育（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校、高等専門学校又は大学その他これらに準ずる教育施設として政令で定めるものにおいて行われる教育をいう。）を受け、るために必要な資金（以下「教育資金」という。）

二 事業主 当該事業主が雇用する勤労者（公務員を除くものとし、勤労者財産形成貯蓄を有している者に限る。次号において同じ。）に対し教育資金を貸し付けるための資金

三 事業主団体 その構成員である事業主が雇用する勤労者に対し教

該勤労者又は当該公務員に係る貸付限度額の範囲内で、かつ、当該業務に係る通常の貸付けの条件と異なる条件により、住宅資金の貸付けを行うものとする。ただし、当該勤労者又は当該公務員に対し、政令で定めるところにより、当該貸付けに併せて、当該業務に係る通常の貸付けの条件により、当該資金の貸付けを行うことを妨げない。

3 独立行政法人住宅金融支援機構又は沖縄振興開発金融公庫の行う第一項又は前項本文の住宅資金の貸付け（持家である住宅の改良のための資金の貸付けを除く。）は、当該貸付けを受ける者に対し、事業主又は事業主団体が前条第二項第二号の措置（機構の行う同条第一項第三号の貸付けに係る措置に限る。）に準ずる措置を講ずる場合に限り行うものとする。

4 （略）

（機構の行う教育融資等）

第十条の三 厚生労働大臣は、この法律の目的を達成するため、機構に、次の業務を行わせるものとする。

一 次のイからハまでに掲げる者に対し、政令で定めるところにより、当該イからハまでに定める資金の貸付けを行うこと。

イ 勤労者（勤労者財産形成貯蓄を有している者に限る。次号において同じ。） 自己又はその親族が教育（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校、高等専門学校又は大学その他これらに準ずる教育施設として政令で定めるものにおいて行われる教育をいう。）を受けるために必要な資金（以下「教育資金」という。）

ロ 事業主 当該事業主が雇用する勤労者（公務員を除くものとし、勤労者財産形成貯蓄を有している者に限る。ハにおいて同じ。）

育資金を貸し付けるための資金

（）に対し教育資金を貸し付けるための資金

ハ 事業主団体 その構成員である事業主が雇用する勤労者に対し教育資金を貸し付けるための資金

二 次のイからハまでに掲げる者であつて、当該イからハまでに定める事業主に、その雇用する勤労者に貸し付けるために必要な住宅を貸し付けるものに対し、政令で定めるところにより、当該住宅の建設若しくは購入のための資金（当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得のための資金を含む。）又は当該住宅の改良のための資金の貸付けを行うこと。

イ 事業主団体 その構成員である事業主

ロ 福利厚生会社 当該福利厚生会社に出資する事業主又は当該福利厚生会社に出資する事業主団体の構成員である事業主

ハ 日本勤労者住宅協会 事業主

2 前項第二号の資金の貸付けは、同号に規定する事業主のうち、その雇用する勤労者の財産形成を援助するための計画を作成しており、かつ、同号の住宅の貸付けを受ける勤労者の負担を軽減するために必要な措置として政令で定める措置を講ずる事業主に対して、当該住宅を貸し付けることとしている場合に限り行うものとする。

（勤労者財産形成持家融資等の原資）

第十一条 機構の行う第九条第一項の貸付け若しくは前条の貸付け、独立行政法人住宅金融支援機構の行う第十条第一項の貸付け、沖縄振興開発金融公庫の行う同条第二項本文の貸付け又は第十五条第二項に規定する共済組合等の行う同項の貸付けに必要な資金は、次条に規定するところにより調達するものとし、当該調達のための独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）第十五条第一項の

（勤労者財産形成持家融資等の原資）

第十一条 機構の行う第九条第一項の貸付け若しくは前条第一項の貸付け、独立行政法人住宅金融支援機構の行う第十条第一項の貸付け、沖縄振興開発金融公庫の行う同条第二項本文の貸付け又は第十五条第二項に規定する共済組合等の行う同項の住宅の建設若しくは購入及び貸付けに必要な資金は、次条に規定するところにより調達するものとし、当該調達のための独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年

規定に基づく長期借入金の額、同項の規定に基づく雇用・能力開発債券の発行額（旧雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号）第二十七条第一項の規定に基づく雇用・能力開発債券の発行額及び旧雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第十六号）第二十六条第一項の規定に基づく雇用促進債券の発行額を含む。）、独立行政法人雇用・能力開発機構法第十五条第三項の規定に基づく短期借入金の額、独立行政法人住宅金融支援機構法第十九条第一項の規定に基づく長期借入金、同条第三項の規定に基づく住宅金融支援機構財形住宅債券の発行額（旧住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）第二十七条の三第三項の規定に基づく住宅金融公庫財形住宅債券の発行額を含む。）、独立行政法人通則法（平成十一年法律第三号）第四十五条第一項の規定に基づく独立行政法人住宅金融支援機構の短期借入金、沖縄振興開発金融公庫法第二十六条第一項又は第四項の規定に基づく借入金、同法第二十七条第三項の規定に基づく沖縄振興開発金融公庫財形住宅債券の発行額及び当該共済組合等の借入金、毎年度の末日における残高の合計額として政令で定める金額は、勤労者財産形成貯蓄契約等に基づく預入等（勤労者財産形成貯蓄契約に該当する積立分譲契約に基づく金銭の積立てを除く。）に係る預貯金等（勤労者財産形成貯蓄契約等に該当する生命保険契約等又は損害保険契約に基づく保険料又は共済掛金の払込みに係る金額を含む。）の同日の属する年の前々年の九月三十日における残高のうち政令で定める額を超えないようにするものとする。

（特別の法人の借入金に関する特例）

第十三条 特別の法律に基づいて設立された法人で、その設立について

法律第七十号）第十五条第一項の規定に基づく長期借入金、同項の規定に基づく雇用・能力開発債券の発行額（旧雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号）第二十七条第一項の規定に基づく雇用・能力開発債券の発行額及び旧雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第十六号）第二十六条第一項の規定に基づく雇用促進債券の発行額を含む。）、独立行政法人雇用・能力開発機構法第十五条第三項の規定に基づく短期借入金、同条第三項の規定に基づく住宅金融支援機構財形住宅債券の発行額（旧住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）第二十七条の三第三項の規定に基づく住宅金融公庫財形住宅債券の発行額を含む。）、独立行政法人通則法（平成十一年法律第三号）第四十五条第一項の規定に基づく独立行政法人住宅金融支援機構の短期借入金、沖縄振興開発金融公庫法第二十六条第一項又は第四項の規定に基づく借入金、同法第二十七条第三項の規定に基づく沖縄振興開発金融公庫財形住宅債券の発行額及び当該共済組合等の借入金、毎年度の末日における残高の合計額として政令で定める金額は、勤労者財産形成貯蓄契約等に基づく預入等（勤労者財産形成貯蓄契約に該当する積立分譲契約に基づく金銭の積立てを除く。）に係る預貯金等（勤労者財産形成貯蓄契約等に該当する生命保険契約等又は損害保険契約に基づく保険料又は共済掛金の払込みに係る金額を含む。）の同日の属する年の前々年の九月三十日における残高のうち政令で定める額を超えないようにするものとする。

（特別の法人の借入金に関する特例）

第十三条 特別の法律に基づいて設立された法人で、その設立について

定める特別の法律の借入金に関する規定により機構の行う第九条第一項又は第十条の三の貸付けを受けることができないもの（当該法人を監督する行政庁の認可又は承認（これらに類する処分を含む。）を受けなければ当該貸付けを受けることができない法人を含む。）は、当該特別の法律の規定にかかわらず、機構の行う当該貸付けを受けることができる。

2 (略)

第四章 雑則

(削除)

第十四条 (略)

(削除)

(公務員に関する特例等)

第十五条 (略)

2 公務員に住宅資金を貸し付ける業務、公務員に教育資金を貸し付ける業務その他これらに附帯する業務は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第三条に規定する国家公務員共済組合若しくは同法第二十一条に規定する国家公務員共済組合連合会又は地方

定める特別の法律の借入金に関する規定により機構の行う第九条第一項第一号若しくは第三号又は第十条の三第一項第一号の貸付けを受けることができないもの（当該法人を監督する行政庁の認可又は承認（これらに類する処分を含む。）を受けなければ当該貸付けを受けることができない法人を含む。）は、当該特別の法律の規定にかかわらず、機構の行う当該貸付けを受けることができる。

2 (略)

第四章 雑則

第十四条 削除

第十四条の二 (略)

(機構が行う事業主団体への助成)

第十四条の三 厚生労働大臣は、機構に、払込代行契約及び前条の委託に関する業務に関して、その普及を図るため、当該業務を行わせるものとする法人である事業主団体に対し、政令で定めるところにより、必要な助成を行わせるものとする。

(公務員に関する特例等)

第十五条 (略)

2 公務員にその持家として分譲する住宅の建設又は購入及び当該住宅の分譲（第一号において「住宅の分譲等」という。）の業務、公務員に住宅資金を貸し付ける業務、公務員に教育資金を貸し付ける業務その他これらに附帯する業務は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年

公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第三条に規定する地方公務員共済組合、同法第二十七条に規定する全国市町村職員共済組合連合会若しくは同法第三十八条の二に規定する地方公務員共済組合連合会（以下「共済組合等」という。）が、これらの法律で定めるところにより行うことができる。この場合において、これらの業務の対象となる公務員は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる者とする。

一 住宅資金の貸付けの業務 第九条第一項の政令で定める要件を満たす者

二 教育資金の貸付けの業務 勤労者財産形成貯蓄を有している者

3 （略）

4 機構、独立行政法人住宅金融支援機構及び沖縄振興開発金融公庫並びに共済組合等が貸付けに関する業務を行う場合には、国家公務員共済組合法第二百二十四条の三の規定により同法第二条第一項第一号に規定する職員とみなされる者、同法第二百二十五条に規定する組合職員及び同法第二百二十六条第一項に規定する連合会役員、地方公務員等共済組合法第四十一条第一項に規定する組合役職員及び同条第二項に規定する連合会役職員並びに同法第四十四条の三第一項に規定する団体職員を公務員とみなして、第九条、第十条、第十条の三及び前二項の規定を適用する。

5 （略）

法律第二百十八号）第三条に規定する国家公務員共済組合若しくは同法第二十一条に規定する国家公務員共済組合連合会又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第三条に規定する地方公務員共済組合、同法第二十七条に規定する全国市町村職員共済組合連合会若しくは同法第三十八条の二に規定する地方公務員共済組合連合会（以下「共済組合等」という。）が、これらの法律で定めるところにより行うことができる。この場合において、これらの業務の対象となる公務員は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる者とする。

一 住宅の分譲等の業務 勤労者財産形成貯蓄契約等を締結している者又は当該契約を締結していた者で、政令で定めるもの

二 住宅資金の貸付けの業務 第九条第一項第三号の政令で定める要件を満たす者

三 教育資金の貸付けの業務 勤労者財産形成貯蓄を有している者

3 （略）

4 機構、独立行政法人住宅金融支援機構及び沖縄振興開発金融公庫並びに共済組合等が住宅の建設若しくは購入又は貸付けに関する業務を行う場合には、国家公務員共済組合法第二百二十四条の三の規定により同法第二条第一項第一号に規定する職員とみなされる者、同法第二百二十五条に規定する組合職員及び同法第二百二十六条第一項に規定する連合会役員、地方公務員等共済組合法第四十一条第一項に規定する組合役職員及び同条第二項に規定する連合会役職員並びに同法第四十四条の三第一項に規定する団体職員を公務員とみなして、第九条、第十条、第十条の三及び前二項の規定を適用する。

5 （略）

(調査等)

第十七条 (略)

2 (略)

一 (略)

二 払込代行契約を締結し、又は第十四条の規定により委託を受けている事務代行団体 当該契約の締結及びこれにより行われる勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預入等の状況並びに当該委託に係る事務の処理状況

附 則

(勤労者財産形成持家融資等に係る暫定措置)

第二条 厚生労働大臣は、機構に、当分の間、沖縄振興開発金融公庫又は共済組合等から第十二条第一項の規定により資金を調達することが困難である旨の申出があつたときは、当該沖縄振興開発金融公庫又は共済組合等に対し、第十条第二項本文の貸付け又は第十五条第二項の貸付けに必要な資金を貸し付ける業務を行わせることができる。この場合における機構の行う貸付けに必要な資金の調達については、第十一条中「若しくは前条の貸付け」とあるのは、「前条の貸付け若しくは附則第二条の貸付け」として、同条及び第十二条の規定を適用する。

(調査等)

第十七条 (略)

2 (略)

一 (略)

二 払込代行契約を締結し、又は第十四条の二の規定により委託を受けている事務代行団体 当該契約の締結及びこれにより行われる勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預入等の状況並びに当該委託に係る事務の処理状況

附 則

(勤労者財産形成持家融資等に係る暫定措置)

第二条 地方公務員が機構から第九条第一項第二号の規定により貸付けを受けた資金で日本勤労者住宅協会の建設した住宅の分譲を受ける場合においては、政令で定めるところにより、地方公共団体は、当分の間、当該貸付けに関し必要な措置を講ずることができる。

2 厚生労働大臣は、機構に、当分の間、沖縄振興開発金融公庫又は共済組合等から第十二条第一項の規定により資金を調達することが困難である旨の申出があつたときは、当該沖縄振興開発金融公庫又は共済組合等に対し、第十条第二項本文の貸付け又は第十五条第二項の住宅の建設若しくは購入及び貸付けに必要な資金を貸し付ける業務を行わせることができる。この場合における機構の行う貸付けに必要な資金の調達については、第十一条中「若しくは前条第一項の貸付け」とあるのは、「前条第一項の貸付け若しくは附則第二条第二項の貸付け」として、同条及び第十二条の規定を適用する。